

一般社団法人メリデン・ジャパン - ファミリーワークプロジェクト 会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人メリデン・ジャパン - ファミリーワークプロジェクト（以下、「当法人」とします。）の定款に定められた会員が、定款第3条の目的を遂行するため会員に対する規約として定めたものです。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員資格

(会員)

第3条 当法人の会員は次の2種とし、当法人の定款第3条の目的に賛同し、本規約を承諾し且つ当法人の理事会の承認を得たものを条件とします。

（1）正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

（2）賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

2 前項の正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員となります。

3 団体とは、代表者もしくは管理人の定めがあり、定款や会則により定義された役割や目的を持つ団体をいいます。

(入会申込)

第4条 当法人に入会を希望する個人は、当法人宛に所定の入会申込書を電子メールによって入会申込を行います。

(入会審査)

第5条 入会申込があった場合は、当法人は入会審査のための臨時の理事会を開催し、入会の承認をするか否かを決定します。

2 入会審査に必要な限りにおいて、当法人は入会申込者に対し質問その他必要な資料の提出を求めることがあります。

3 当法人は入会申込者に対し、第1項の入会審査理事会の決定を電子メールにて通知します。入会承認者に対しては併せて会員番号を発行します。

(会費と会費の支払い)

第6条 会費は、年会費のみとし入会金はありません。なお、年会費の額については、本規約末尾の付表に示します。

2 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認メールを発信した日から当法人の事業年度末日までとします。

3 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する請求書に基づき、年会費対象期間の開始から1ヶ月以内に、当法人の指定口座に振り込まなければなりません。

4 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金いたしません。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とします。

2 会員が、会員資格有効期間を1ヶ月間延長する場合は、当法人が会員宛てに発行する年会費の請求書に基づき、4月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とします。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失します。

- (1) 第9条退会の規定により退会した場合
- (2) 第10条除名の規定により除名された場合
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき、もしくは当法人が解散したとき
- (4) 成年被後見人又は保佐人になったとき
- (5) 会費の未納が継続して3年以上になったとき
- (6) 総正会員が同意したとき
- (7) 当法人が解散した場合

2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

第9条 会員は、当法人に対し所定の退会届を電子メールにて送付することによりいつでも退会することができます。但し、1ヶ月以上前に当法人に対し予告するものとします。

(除名)

第10条 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができます。

- (1) 定款その他の規定、規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
- (2) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知します。

(変更の届出)

第11条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の様式により電子メールで送付し変更手続を行うものとします。

2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

第3章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第12条 第3条に定める会員は、次にあげる事項についての権利を有します。

- (1) 当法人が主催するセミナー、講演会、研究会その他の活動に会員価格（無料の場合もあります。）にて参加することができます。
- (2) 正会員は、総会における議決権を行使できます。
- (3) 当法人が発行するニュースレターの配信を受けることができます。
- (4) 当法人の名称、ロゴマーク等を、善意をもって使用することができます。

(会員情報の取り扱い)

第13条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- (1) 第5条に定める入会審査
- (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
- (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

(著作権)

第14条 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者は、当法人とします。この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物などをいいます。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第15条 会員は、次に定める行為をしてはいけません。

(1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること

(2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報をいいます。

(3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること

(4) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること

(5) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有します。（損害賠償）

第16条 会員は、前第15条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければなりません。

(免責)

第17条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えません。

(1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合

(2) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第18条 当法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することができます。

【付則】 本規約は、平成29年4月1日より施行します。 以上

【付表】 年会費一覧表 平成29年4月1日 施行

正会員 個人 1口 5,000円 (1口以上)

賛助会員 個人 1口 2,000円 (1口以上)

団体 1口 5,000円 (1口以上)